

地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業実施要綱

(制定) 令和5年5月17日付 5 環気地第56号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「2030年カーボンハーフ」、「2050年CO₂排出実質ゼロ」の実現に向け、熱の供給時における脱炭素化を推進するために行う、「地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、脱炭素化に向け、率先的に取り組む地域エネルギー供給事業者に対し、熱源機器の新設・更新等に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 地域熱供給事業 一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製造した冷水、温水又は蒸気を導管を通じて複数の建築物に搬送し熱を供給する事業
- 2 地域エネルギー供給事業者 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第17条の3第1項に規定する者
- 3 電動熱源機器 電動式の圧縮機を用いて、冷媒の圧縮・膨張サイクルにより冷水や温水を製造する熱源装置
- 4 エネルギー消費効率 熱源機器の省エネ性能を示すもので、熱源機器による生産エネルギーを消費エネルギーで除した値
- 5 再生可能エネルギー 太陽光、風力、バイオマス、水力及び地熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に係る事業計画策定ガイドライン（最新版）に従ったものに限る。）
- 6 エネルギーマネジメント 需要施設におけるエネルギー使用状況を把握するとともに、設備の効率的な運転管理、需給調整等により最適なエネルギー利用を実現するための取組

第4 本事業の具体的な内容

- 1 電動熱源機器の設置に係る経費の助成

（1）助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、（2）の助成対象事業を実施する地域エネルギー供給事業者等とする。

（2）助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域熱供給事業の用に供するものであって、脱炭素化を推進するものとして、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）に用いる電力については、再生可能エネルギーとすること。

なお、再生可能エネルギーの活用手法については、別に定めるものとする。

イ 地域熱供給事業における需給の最適化に資するエネルギーマネジメントを実施すること。

（３）助成対象設備

次に掲げる電動熱源機器とし、エネルギー消費効率が別に定める値を満たすものとする。

ア 空冷式

イ 水冷式のチリングユニット

ウ ターボ冷凍機

エ エネルギー消費効率が別に定める値を満たす上記以外の機器

（４）助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、（３）の助成対象設備の設置に要する次の経費とする。

ア 設計費

イ 設備費

ウ 工事費（更新の場合に限り、既存機器の撤去費を含むものとする。）

（５）助成金額

助成金の交付額は、都の予算の範囲内とし、助成対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額とする。ただし、一の助成事業につき、200,000,000円を上限額とする。

なお、助成対象経費について国又は他の地方公共団体から助成金の交付を受ける場合にあっては、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

２ 助成対象事業者による報告等

（１）事業者の報告

助成対象事業者は、前項（２）イによる再生可能エネルギーの活用実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

（２）指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、（１）に係る取組について指導及び助言を行うものとする。

第５ 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- １ 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的か

つ効果的に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が本事業を実施するために造成する基金への出えん

(2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費への補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

(4) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、並びに助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 予算措置

都は、次の各号に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費への補助を行う。

1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。

2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第7 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次のとおりとする。

1 本事業の助成金の交付に係る申請の受付は、令和5年度から令和6年度まで行う。

2 本事業の助成金の交付は、令和5年度から令和7年度まで行う。

第8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年5月17日付5環気地第56号）

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。